

# 地域見守りカメラ設置促進事業制度

## 支援事業概要

この事業は、防犯カメラ10台(設置工事含む)について、県内各地域の犯罪抑止と防犯活動の活性化を目的に、貸付設置を支援するものです。

### 事業の概要

地域全体の犯罪防止、子どもの通学路の安全等のため防犯カメラの貸付設置(工事含む)を支援します。

- ⇒ 貸付設置支援申請を受け、書類審査や必要に応じて設置場所等の現地調査を行います。
- ⇒ 貸付設置を認めた団体に対して支援決定通知書を交付し、設置業者による現場確認の後に設置に着工します。

### 事業の内容

防犯カメラ10セット(建造物の壁面および既設柱への設置工事費、電力会社への給電申請を含む)

- ⇒ 支援を行う防犯カメラは、滋賀県警察本部において一般競争入札を経て決定したものに限り、ます。
- ⇒ 防犯カメラの電気料金、故障等による修理、取外し費用等は支援に含まれません。

### 支援の対象

貸付設置支援を申請することができる者は、次の要件に該当する者としてします。

- ① 防犯活動に取り組んでいる滋賀県内の自治会および自主防犯団体等
- ② 過去に地域安全カメラ、または地域見守りカメラの貸付設置支援を受けたことがない自治会および自主防犯団体等

- ⇒ 防犯カメラを設置するに際して、設置場所の管理者等の同意が必要になります。
- ⇒ 法令に基づく許可が必要な場合は、関係機関の許可を受けなければなりません。

※ 本事業において、関西電力及びNTTが管理する電柱へ防犯カメラを設置することは、別途申請が必要である等の理由により、設置業者による事業の遂行が遅延するおそれがあることから、同電柱への設置申請は認めませんので、ご留意願います。

### 支援の条件

運用規程の策定、無償貸付契約の締結

- ⇒ 運用規程を設け、設置目的や画像の保管等の事項を明らかにする必要があります。
- ⇒ 防犯カメラは県有物品になるので、滋賀県(知事)との間に無償貸付契約を交わし、適正な管理をお願いします。

### その他

募集期間 令和6年4月22日(月)から同年6月28日(金)までの間

- ⇒ 支援台数が10セットと限りがあるため、支援台数を超える応募があった場合には、申請地域の犯罪情勢等を総合的に勘案した上で選考します。
- ⇒ 申請書の様式等は滋賀県警察本部ホームページに掲載します。

### 申請書提出先・問合せ先

☆東近江警察署生活安全課

東近江市八日市緑町26番18号

TEL:0748-24-0110